

保護者様

県立五泉特別支援学校長

出席停止について

お子さんは、他の児童・生徒に感染するおそれのある疾患にかかりましたので、学校保健安全法第19条の規定により出席を停止します。医師の登校許可があるまでは学校を休ませてください。

なお、登校する際には、下記の登校許可証明書を学校へ提出してください。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザは登校許可証明書ではなく、療養解除届が必要です。詳しくは療養解除届をご覧ください。

◆ 登校許可証明書を必要とする主な疾患は、次のとおりです

	学校感染症	出席停止のめやす
第一種	※裏面参照	治癒するまで
第二種	1 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	2 麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
	3 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	4 風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	5 水痘	すべての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで
	6 咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	7 結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	8 髄膜炎菌性髄膜炎	認めるまで
第三種	9 流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	10 その他の感染症 ○感染性胃腸炎 ○溶連菌感染症 など(※裏面参照)	

主治医様

ご多用中恐縮ですが、下記の証明書にご記入の上、保護者にお渡しくださるようお願いいたします。

登校許可証明書

小学部・中学部

年

氏名

さん

診断名 []

◎上記の疾病について感染症予防上支障が無いので、登校しても差し支えありません。

初診日

令和 年 月 日

登校しても良いと認められる日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関名

<参考> 学校において予防すべき感染症の分類

	出席停止期間の基準	感染症名
第一種	治癒するまで	<ul style="list-style-type: none"> ○エボラ出血熱 ○痘そう ○ペスト ○ラッサ熱 ○重症急性呼吸器症候群（SARS） ○中東呼吸器症候群（MERS） ○クリミア・コンゴ出血熱 ○南米出血熱 ○マールブルグ病 ○急性灰白髄炎（ポリオ） ○ジフテリア ○特定鳥インフルエンザ
第二種	※表面参照	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症（COVID-19） ○インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） ※新型コロナウイルス感染症とインフルエンザは別途用紙あり。 ○百日咳 ○流行性耳下腺炎（おたふく風邪） ○水痘（水ぼうそう） ○結核 ○麻しん（はしか） ○風しん（三日ばしか） ○咽頭結膜熱 ○髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	<ul style="list-style-type: none"> ○コレラ ○腸チフス ○急性出血性結膜炎（アポロ病） ○その他の感染症 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染性胃腸炎 ・ 溶連菌感染症 ・ 手足口病 ・ 細菌性赤痢 ・ パラチフス ・ マイコプラズマ感染症 ・ RSウイルス感染症 ・ ヘルパンギーナ 等 ○腸管出血性大腸菌感染症 ○流行性角結膜炎（はやり目）

※学校保健安全法施行規則第18条、第19条より